

令和6年能登半島地震災害義援金の取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄 付 先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間

2024年1月11日（木）～2024年6月28日（金）

3. お振込先

信金中央金庫 本店

別段預金 能登半島地震災害義援金口

4. 振込手数料

無 料（窓口の場合）

5. 個人情報の共同利用

いただいたお客様の個人情報は、本義援金の取扱いにあたり当金庫と日本赤十字社との間で共同利用し、適切に管理いたします。

※ 日本赤十字社の個人情報保護方針については、以下をご参照ください。

日本赤十字社 (<https://www.jrc.or.jp/contribute/privacy/>)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

寄附金控除には、当金庫が発行する「振込依頼書の控え（振込金受取書）」または日本赤十字社が発行する受領証が必要となります。

日本赤十字社の受領証が必要な方は、振込依頼時に必ず窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。